

第69回国民体育大会セーリング競技会 帆走指示書

1 適用規則

- 1.1 2013-2016 セーリング競技規則（以下「規則」という。）に定義された規則を適用する。
ただし、これらの規則等のうち、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
- 1.2 規則 P1 の「セール番号」を「県番号」に置き換え適用する。
- 1.3 国体ウインドサーフィン級について、付則 B を適用する。ただし、規則 B5、B7 および B8 は、適用しない。
- 1.4 参加資格に係る違反およびドーピング防止規則に対する違反の得点等の取り扱いについては、第69回国民体育大会実施要項総則 6(3)「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」による。

2 広告

本大会は、公益財団法人日本体育協会の「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」（平成 22 年 12 月 16 日制定）に基づき、日本セーリング連盟の承認を得て一切の広告を制限する。

3 競技者への通告

競技者への通告は、マリーナハウスの前に設置された公式掲示板に掲示する。

4 帆走指示書の変更

- 4.1 帆走指示書（以下、「指示」という）の変更は、それが発効する当日の当該クラスの予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示する。
- 4.2 レース海面の変更は、当該レースの「D 旗」掲揚までに掲示する。
- 4.3 レース日程の変更は、それが発効する前日の 19 時までに掲示する。

5 陸上で発する信号

- 5.1 陸上で発する信号は、マリーナハウス 2 階の渡り廊下にある信号柱に掲揚する。
- 5.2 音響 1 声とともに掲揚される「D 旗」は、「予告信号は、D 旗掲揚後 30 分以降に発する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。」ことを意味する。「D 旗」が「クラス旗」の上に掲揚された場合、そのクラスのみに適用する。この指示は、10 月 12 日（日）10 時 30 分以降に適用される。
- 5.3 指示 6.1 に示された個別のレースに対して、「A P 旗」は、掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに「D 旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。

5.4「Y旗」が陸上で掲揚された場合、水上にいる間は常に規則 40 を適用する。この項は、第 4 章前文を変更している。

6 レース日程

6.1 レースの日程は、以下のとおりとする。

月 日	予告信号 予定時刻	A 海面		予告信号 予定時刻	B 海面	
10月12日 (日)	11:55	成年女子セーリングスピリッツ級	トライアルレース	12:05	成年男子国体ウインドサーフィン級	トライアルレース
	12:00	少年女子セーリングスピリッツ級	トライアルレース	12:10	成年女子国体ウインドサーフィン級	トライアルレース
	12:55	成年男子470級	トライアルレース	13:05	少年男子シーホッパー級スモールリグ	トライアルレース
	13:00	少年男子セーリングスピリッツ級	トライアルレース	13:10	成年女子シーホッパー級スモールリグ	トライアルレース
	13:05	成年男子国体シングルハンダー級	トライアルレース	13:15	少年女子シーホッパー級スモールリグ	トライアルレース
10月13日 (月)	9:25	成年男子470級	第1レース	9:35	成年男子国体ウインドサーフィン級	第1レース
	9:30	少年男子セーリングスピリッツ級	第1レース	9:40	成年女子国体ウインドサーフィン級	第1レース
	9:35	成年男子国体シングルハンダー級	第1レース	10:20	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第1レース
	引続き 5分後	成年男子470級	第2レース	引続き	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第2レース
	10分 後	少年男子セーリングスピリッツ級	第2レース			
		成年男子国体シングルハンダー級	第2レース			
10月14日 (火)	12:55	成年女子セーリングスピリッツ級	第1レース	13:05	成年男子国体ウインドサーフィン級	第2レース
	13:00	少年女子セーリングスピリッツ級	第1レース	13:10	成年女子国体ウインドサーフィン級	第2レース
				13:50	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第1レース
				14:55	少年女子シーホッパー級スモールリグ	第1レース
	引続き 5分後	成年女子セーリングスピリッツ級	第2レース	引続き	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第2レース
		少年女子セーリングスピリッツ級	第2レース	5分後	少年女子シーホッパー級スモールリグ	第2レース
10月15日 (水)	9:25	成年女子セーリングスピリッツ級	第3レース	9:35	成年男子国体ウインドサーフィン級	第3レース
	9:30	少年女子セーリングスピリッツ級	第3レース	9:40	成年女子国体ウインドサーフィン級	第3レース
				10:20	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第3レース
				10:25	少年女子シーホッパー級スモールリグ	第3レース
	引続き 5分後	成年女子セーリングスピリッツ級	第4レース	引続き	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第4レース
		少年女子セーリングスピリッツ級	第4レース	5分後	少年女子シーホッパー級スモールリグ	第4レース
10月16日 (木)	12:55	成年男子470級	第3レース	13:05	成年男子国体ウインドサーフィン級	第4レース
	13:00	少年男子セーリングスピリッツ級	第3レース	13:10	成年女子国体ウインドサーフィン級	第4レース
	13:05	成年男子国体シングルハンダー級	第3レース	13:50	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第3レース
	引続き 5分後	成年男子470級	第4レース	引続き	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第4レース
	10分 後	少年男子セーリングスピリッツ級	第4レース			
		成年男子国体シングルハンダー級	第4レース			
10月15日 (水)	9:25	成年男子470級	第5レース	9:35	成年男子国体ウインドサーフィン級	第5レース
	9:30	少年男子セーリングスピリッツ級	第5レース	9:40	成年女子国体ウインドサーフィン級	第5レース
	9:35	成年男子国体シングルハンダー級	第5レース	10:20	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第5レース
	引続き 5分後	成年男子470級	第6レース	引続き	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第6レース
	10分 後	少年男子セーリングスピリッツ級	第6レース			
		成年男子国体シングルハンダー級	第6レース			
10月16日 (木)	12:55	成年女子セーリングスピリッツ級	第5レース	13:05	成年男子国体ウインドサーフィン級	第6レース
	13:00	少年女子セーリングスピリッツ級	第5レース	13:10	成年女子国体ウインドサーフィン級	第6レース
				13:50	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第5レース
				13:55	少年女子シーホッパー級スモールリグ	第5レース
	9:25	成年女子セーリングスピリッツ級	第6レース	9:35	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第6レース
9:30	少年女子セーリングスピリッツ級	第6レース	9:40	少年女子シーホッパー級スモールリグ	第6レース	

6.2 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低5分前に音響1声とともに「オレンジ色のスタート・ライン旗」を掲揚する。

6.3 10月16日(木)には、11時より後に予告信号を発しない。

7 クラス旗

クラス旗は、以下のとおりとする。

種別	種目	記章	旗色
成年男子	470級	国際470級	白色
	国体シングルハンダー級	国体シングルハンダー級	白色
	国体ウインドサーフィン級	国体ウインドサーフィン級	白色
成年女子	セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級	ピンク色
	シーホッパー級スモールリグ	シーホッパー級スモールリグ	ピンク色
	国体ウインドサーフィン級	国体ウインドサーフィン級	ピンク色
少年男子	セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級	白色
	シーホッパー級スモールリグ	シーホッパー級スモールリグ	白色
少年女子	セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級	緑色
	シーホッパー級スモールリグ	シーホッパー級スモールリグ	緑色

8 レース海面

- 8.1 長崎市福田沖の「添付資料1」に示す海面にA、Bの2海面を設定する。
- 8.2 「添付資料1」どおりのレース海面にならなくても艇からの救済要求の根拠とはならない。
この項は、規則 62.1(a)を変更している。

9 コース

- 9.1 「添付資料2」の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 9.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。
- 9.3 「艇の帆走すべきコース」は、次のとおりとする。
- 「1」が掲示されたとき コース 1
- 「2」が掲示されたとき コース 2
- 「3」が掲示されたとき コース 3
- 「4」が掲示されたとき コース 4
- 「5」が掲示されたとき コース 5

10 マーク

10.1 マーク 1、2、3 および 4 は、次のとおりとする。

	A 海面			B 海面		
	外装色	形状	表示	外装色	形状	表示
マーク 1	淡緑色	円筒形	黒色で 1	オレンジ色	三角錐形	黒色で 1
WS 級用マーク	—	—	—	緑色	三角錐形	黒色で WS 1
マーク 2	淡緑色	円筒形	黒色で 2	オレンジ色	三角錐形	黒色で 2
マーク 3	淡緑色	円筒形	黒色で 3	オレンジ色	三角錐形	黒色で 3
マーク 4	ピンク色	円筒形	黒色で 4	ピンク色	三角錐形	黒色で 4

10.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端となるレース委員会の信号艇とポートの端にあるレース委員会艇とする。

10.3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインの両端にあるレース委員会艇とする。

10.4 指示 13 に従いコースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合には、

A 海面では、赤色の「円筒形のブイ」

B 海面では、赤色の「三角錐形のブイ」を使用する。

11 スタート

11.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。

11.2 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインから概ね 50m 以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。

11.3 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。この項は、規則 A4 を変更している。

11.4 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも「第 1 代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇がおこなう「第 1 代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の 1 分後に発する」の意味を持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。

この項は、規則レース信号および 29.2 を変更している。

12 規則 30.3 適用に伴う掲示

規則 30.3 の「セール番号」を「県番号」に置き換える。

13 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

14 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。

15 タイム・リミット

規則30.3に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった」と記録される。この項は、規則35、A4およびA5を変更している。

16 スタート後の短縮または中止

16.1 レース委員会は、規則32に基づく理由によるコースの短縮またはレースの中止のほか、スタート後概ね30分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうにない場合および最初のマークまでに競技の公平性に影響を及ぼすと考えられる大幅な風向・風速の変化が発生した場合、レースを中止することができる。

またスタート後、概ね60分以内にレースが終了しそうもない場合、レース委員会はコースを短縮またはレースを中止することができる。この項は、規則32.1を変更している。

16.2 指示16.1の時間どおりにならなくても艇からの救済要求の根拠とはならない。この項は、規則62.1(a)を変更している。

16.3 スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも「N旗」「H旗の上にN旗」あるいは「A旗の上にN旗」を掲揚することがある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「N旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味は持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。この項は、規則レース信号および32.1を変更している。

17 抗議と救済要求

17.1 抗議および救済または審問再開の要求は、「プロテスト委員会事務局」で入手できる用紙に記入のうえ、締切時間内に「プロテスト委員会事務局」に提出しなければならない。

17.2 抗議締切時刻は掲示する。その日の当該クラスの抗議締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後のどちらか遅い方から60分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。

- 17.3 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。審問の当事者および証人として指名された競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。
- 17.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 17.5 規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、指示 1.2 に基づき掲示される。
- 17.6 実施要項 4(13)～(18)、10(5)、指示 2、5.2、11.2、19、21.1、24、25 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 17.7 審問再開は、判決を通告された日の翌日の 9 時までの間に限り求めることができる。
ただし、10 月 16 日（木）に行われたレースについては判決を通告されてから 15 分以内とする。
この項は、規則 66 を変更している。
- 17.8 10 月 16 日（木）のプロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 15 分以内に提出されなければならない。この項は、規則 62.2 を変更している。
- 17.9 日本セーリング連盟規定 4.3 に基づき、プロテスト委員会の判決をもって最終とする。

18 得点

- 18.1 本大会は各クラスとも 6 レースが予定され、それぞれ 1 レースの完了をもって成立する。
- 18.2 艇の得点は、完了したレースが 4 レース以下の場合には全レースの合計得点とし、5 レース以上完了した場合は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 18.3 指示 19 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し確定順位+3 点の得点を与える。ただし、その艇は「フィニッシュしなかった艇」より悪い得点を与えられることはない。この項は、規則 63.1、A4 および A5 を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示 19.3 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 19.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
- 18.4 参加艇数とは、実施要項 6(4)に示す艇数とする。なお、第 69 回国民体育大会実施要項総則 6(3)「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」による違反艇は、参加艇数から除外する。
- 18.5 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇は「レース委員会事務局」に用意されている「得点照会要請書」に所定の事項を記入し訂正を要請しなければならない。

18.6 各種目とも、上記得点方法に従い順位を決定し、下記の種目別の競技得点を与える。

470級、セーリングスピリッツ級

順位	競技得点	順位	競技得点	順位	競技得点	順位	競技得点
1位	24点	2位	21点	3位	18点	4位	15点
5位	12点	6位	9点	7位	6点	8位	3点

国体シングルハンダー級、国体ウインドサーフィン級、シーホッパー級スモールリグ

順位	競技得点	順位	競技得点	順位	競技得点	順位	競技得点
1位	8点	2位	7点	3位	6点	4位	5点
5位	4点	6位	3点	7位	2点	8位	1点

18.7 総合成績決定方法は、下記のとおりとする。

- (a) 大会に参加した都道府県に参加得点10点を与える。
- (b) 男女総合成績(天皇杯得点)および女子総合得点(皇后杯得点)は、指示18.6の種目別の競技得点と参加得点(10点)を合計し、その合計得点が多い都道府県を上位とし第1位から第8位を決定する。ただし、同点の場合は順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

18.8 参加資格違反およびドーピング規則違反が確定した艇は、順位を取り消され、違反艇より下位の艇の順位を繰り上げる。また参加艇数からも削除され、各レースの艇の順位および得点も変更する。

19 申告

- 19.1 出艇および帰着申告は、署名方式で行う。署名用紙は「レース申告受付所」に用意される。
- 19.2 署名は艇の艇長が行わなければならないが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理人でもよい。
- 19.3 出艇しようとする艇の艇長は、その日の8時30分から当該クラスの「D旗」掲揚10分後までに署名用紙に署名をしなければならない。引き続きレースが予定されている場合、上記受付時間内に引き続き予定されているレースの分も合わせ申告しなければならない。出艇申告をした艇で、当日の出艇を取り消す艇の艇長は、上記時間内に「レース申告受付所」で出艇申告の取り消しをしなければならない。
- 19.4 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに署名用紙に署名しなければならない。署名用紙は当該種目のレース終了後(引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後)60分間用意する。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。
- 19.5 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、指示19.3に従い再度出艇申告を行わなければならない。

- 19.6 リタイアしようとする艇および引き続き行われるレースに出走しない艇は、リタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。当該艇の艇長は、帰着後直ちに指示 19.4 の帰着申告を行ったうえ、「リタイア報告書」を「レース申告受付所」に提出しなければならない。

20 安全規定

- 20.1 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対しリタイアの勧告および強制救助を行うことができる。この項は、艇による救済要求の根拠にはならない。この項は、規則 62.1(a)を変更している。
- 20.2 成年男子470級を除き、艇は自らの安全のためにマスト・トップに浮力体を取り付けることができる。

21 装備の交換と計測のチェック

- 21.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。装備の交換要請は、最初の妥当な機会に、「計測・競艇部」で入手できる用紙に記入の上、「計測・競艇部」に提出しなければならない。
- 21.2 艇、ボードまたは装備は、クラス規則と実施要項ならびに帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。水上で艇またはボードは、計測艇より検査のために直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

22 運営艇

運営艇の識別旗は、下記とおりとする。

運営艇名	表示	旗色
競技委員長艇	競技委員（黒色）	白色
レース委員長艇	PRO（黒色）	白色
A海面 レース委員会艇	発着水路A（緑色）	白色
B海面 レース委員会艇	発着水路B（青色）	白色
プロテスト委員長艇	J C（白色）	赤色
プロテスト委員会艇	J U R Y（白色）	赤色
計測艇	計測（黒色）	黄色
救助指揮艇	救助指揮（赤色）	白色
救助艇	救助（赤色）	白色
報道艇	報道（白色）	緑色
連絡艇	連絡（白色）	青色
観覧艇	無地	緑色

23 支援艇

- 23.1 支援艇は、「レース委員会事務局」で入手できる「支援艇許可申請書」に記入のうえ、10月11日（土）の9:00から10月12日（日）の9:00までに「レース委員会事務局」に提出し許可を受けることにより、10月12日（日）から15日（水）まで使用できる。

- 23.2 出艇から帰着するまでの間、都道府県名を両サイドに明示のうえ「ピンク色旗」を明確に掲揚しなければならない。「ピンク色旗」はレース委員会で用意され、10月15日（水）までに返却しなければならない。
- 23.3 大会期間中は、サンセットマリーナ内の指定場所に設置（係留）しなければならない。
- 23.4 支援艇の出艇及び帰着申告は署名方式で行う。署名用紙は「レース申告受付所」に用意される。支援艇の出艇申告は、午前のレースの場合は8:30から、午後のレースの場合は12:00から受付ける。なお、指示4に規定する「D旗」が掲揚されていない場合、支援艇もこれに従うものとする。支援艇の帰着申告は、その日の最終レースの最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分までとする。
- 23.5 艇及び運営艇の運航を妨げてはならない。また最初にスタートするクラスの予告信号時刻からすべての艇がフィニッシュするか若しくはリタイアするか、又はレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発した後2分間までは、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。（エリア図を添付する）
- 23.6 引き続きレースが行われる場合、支援艇は、艇がフィニッシュしてから次の予告信号が発せられるまでの間、艇がレースをしているエリアの外側で競技者への飲食物およびごみの授受支援を行うことができる。ただしレース委員会からの要請に基づく場合を除き、その他の物品の授受や、艇の曳航等の支援行為を行ってはならない。
- 23.7 天候等の状況によりレース委員会から支援艇に対する救助要請を行う場合、レース委員会艇に数字旗8を掲揚する。この場合、指示23.5、23.6および23.4のなお書き以下は適用されない。この救助要請はレースエリア毎に掲揚され、クラス旗の上に掲揚された場合は、そのクラスのみに当該信号が適用される。

指示23に違反するか、又はレース委員会艇の指示に従わない支援艇は、以後の出艇が許可されないほか、当該支援艇に関わるチームの艇は、レース委員会又はプロテスト委員会から抗議されることがある。

2.4 ごみの処分

ごみは、支援艇又は運営艇に渡してもよい。

2.5 無線通信

緊急の場合を除き、艇は無線送信も、全ての艇が利用出来ない無線通信の受信もしてはならない。この制限は携帯電話およびGPSにも適用する。

2.6 賞

- 26.1 男女総合成績および女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に賞状を授与する。
- 26.2 男女総合成績第1位の都道府県に大会会長トロフィーを授与する。
- 26.3 各種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。

27 責任の否認

本大会は、競技者が自分自身の責任(規則4「レースをすることの決定」参照)において参加することが条件であることから、主催団体は大会前、大会期間中、大会後に生じた物的損傷または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

28 規則違反によって生じた損害の補償

主催団体は、規則等に違反した艇の乗員に対して、その規則違反によって生じた全ての損害の補償を命じることができる。その損害の補償に関しては、競技委員会の裁定に従うものとする。

29 帆走指示書に関する質問

29.1 帆走指示書に関する質問は、8月31日(日)までに文書で受け付ける。

29.2 質問の送り先は、次のとおりとし、質問についての回答は大会会場の公式掲示板に掲示する。

〈 送付先 〉

公益財団法人日本セーリング連盟

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館内

TEL (03) 3481-2357 FAX (03) 3481-0414

E-mail : jimukyoku@jsaf.or.jp

29.3 指示 29.1 以外での帆走指示書に関する質問は受け付けない。